柏崎刈羽原子力発電所第７号機　工事計画審査資料	
資料番号	KK7補足-024-9 改3
提出年月日	2020年8月14日

設計基準対象施設のクラス別施設に関する設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点

2020年8月

東京電力ホールディングス株式会社

目　　次

1.　概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2.　設置変更許可からの変更点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
3.　建設時工事計画認可からの重要度分類の変更点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

添　付　資　料

添付資料１　設置変更許可からの変更点

1．概要

本資料は，Ⅴ-2-1-4「耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」のうち，「表２－１　設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設」について，設置変更許可段階からの変更点を整理するとともに，建設時工事計画認可からの重要度分類の変更点について整理したものである。

2．設置変更許可からの変更点

発電用原子炉設置変更許可申請（原規規発第 1906194 号）からの変更点及び変更理由について，表１のとおり整理した。（変更箇所の詳細は添付資料１参照）

表１　設置変更許可からの変更点（1/2）

	変更前 (設置変更許可時)	変更後	変更理由	対応ページ
①	使用済燃料プール	使用済燃料貯蔵プール	工事計画認可申請名称への変更	5
②	サプレッション・チェンバ	サプレッションチェンバ	同上	5, 6, 9
③	逃がし安全弁排気管	主蒸気逃がし安全弁排気管	同上	7, 9
④	シャワ・ドレン系	シャワードレン系	同上	8
⑤	チャンネル・ボックス	チャンネルボックス	同上	5
⑥	—	機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	記載の拡充	8
⑦	原子炉圧力容器基礎	原子炉本体基礎	工事計画認可申請名称への変更	5, 6
⑧	非常用電源の燃料油系を支持する構造物	燃料移送系配管ダクト	同上	5, 6
⑨	当該設備に係る屋外コンクリートダクト	—	記載の適正化 （今回工事計画認可申請対象の設備を支持していないため削除）	5, 6
⑩	非常用ガス処理系の排気口を支持する部分	外筒	記載の適正化	6
⑪	7 号炉主排気筒	主排気筒（外筒）	工事計画認可申請名称への変更	6
⑫	—	軽油タンクの基礎	記載の拡充	6

表１　設置変更許可からの変更点（2/2）

	変更前 (設置変更許可時)	変更後	変更理由	対応 ページ
⑬	―	燃料移送系配管ダクト	記載の拡充	6
⑭	―	原子炉建屋	同上	7
⑮	―	5 号機原子炉建屋	同上	7
⑯	その他	中央制御室天井照明	設計進捗に伴う変更 （波及的影響を考慮すべき施設を具体的に記載）	5, 6
⑰	その他	耐火隔壁	同上	6
⑱	その他	―	設計進捗に伴う変更 （今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき施設が明確になったことに伴う削除）	5, 6
⑲	基準地震動	基準地震動Ｓｓ	記載方針の差異	9
⑳	弾性設計用地震動	弾性設計用地震動Ｓｄ	同上	9
㉑	―	＊12 : 原子炉本体基礎は，間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサプレッションチェンバとの圧力境界となる機能を有する。	記載の拡充 （先行プラントの記載内容を踏まえて追加）	6, 9
㉒	（注 10）記載内容	＊10：記載内容	記載の拡充 （先行プラントの記載内容を踏まえて具体的に記載）	9

３．建設時工事計画認可からの重要度分類の変更点

建設時工事計画認可から重要度分類が変更となった対象は，大別して次の２つがある。

①耐津波に関する設備の新規追加（Ｓクラス）

②非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備の格上げ（Ｃ→Ｓクラス）

それぞれの対象設備について表２－１に示す。

また，重要度分類の変更ではないが，検討用地震動が変更になった対象があるため表２－２に示す。

表２－１　建設時工事計画認可から重要度分類が変更となった対象

	設備名称	備考
① 耐津波に関する設備の新規追加 （Ｓクラス）	・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置 ・津波監視カメラ ・取水槽水位計	―
② 非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備の格上げ （Ｃ→Ｓクラス）	・軽油タンク ・燃料移送配管 ・燃料移送ポンプ	間接支持構造物 ・軽油タンクの基礎 ・燃料移送系配管ダクト

表２－２　検討用地震動が変更となった対象

	設備名称	備考
波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動の変更 （S_1（Ｓｄ）→Ｓｓ）	・原子炉建屋クレーン	重要度分類の変更ではないが，検討用地震動が変更となった対象のため抽出した

添付資料１

設置変更許可時からの変更点

設置変更許可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1) 適用範囲	主要設備 耐震クラス	補助設備 注2) 適用範囲	補助設備 耐震クラス	直接支持構造物 注3) 適用範囲	直接支持構造物 耐震クラス	間接支持構造物 注4) 適用範囲	間接支持構造物 検討用地震動 注6)	波及的影響を考慮すべき施設 注5) 適用範囲	波及的影響を考慮すべき施設 検討用地震動 注6)
Ｓクラス	（Ⅰ）原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	・原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備	S	・原子炉圧力容器支持スカート ・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S S	・原子炉圧力容器基礎 ⑦ ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ	・原子炉遮蔽壁 ・サービス建屋 ・その他 ⑯	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ
	（Ⅱ）使用済燃料を貯蔵するための施設	・使用済燃料プール① ・使用済燃料貯蔵ラック	S S	・燃料プール水補給設備（残留熱除去系（燃料プール水の補給に必要な設備）） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ⑧	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ	・原子炉建屋クレーン ・燃料取替機 ・サービス建屋 ・その他 ⑱	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ
	（Ⅲ）原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設，及び原子炉の停止状態を維持するための施設	・制御棒，制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系（スクラム機能に関する部分）	S	・炉心支持構造物 ・電気計装設備 ・チャンネル・ボックス ⑤	S S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・下部ドライウェルアクセストンネル	Ｓｓ Ｓｓ	・その他 ⑱	Ｓｓ
	（Ⅳ）原子炉停止後，炉心から崩壊熱を除去するための施設	・原子炉隔離時冷却系 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系（停止時冷却モード運転に必要な設備） ・冷却水源としてのサプレッション・チェンバ ②	S S S S	・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・当該設備に係る屋外コンクリートダクト ⑨ ・コントロール建屋 ・タービン建屋（Ｓクラスの機器・配管を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ⑧	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ	・サービス建屋 ・その他 ⑯	Ｓｓ Ｓｓ
	（Ⅴ）原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後，炉心から崩壊熱を除去するための施設	・非常用炉心冷却系 1）高圧炉心注水系 2）原子炉隔離時冷却系 3）残留熱除去系（低圧注水モード運転に必要な設備） 4）自動減圧系 ・冷却水源としてのサプレッション・チェンバ ②	S S	・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・中央制御室の遮蔽及び空調設備 ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・タービン建屋（Ｓクラスの機器・配管を支持する部分） ・当該設備に係る屋外コンクリートダクト ⑨ ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 ⑧	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ	・サービス建屋 ・その他 ⑯	Ｓｓ Ｓｓ

今回工事計画認可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1 適用範囲	主要設備 耐震クラス	補助設備*2 適用範囲	補助設備 耐震クラス	直接支持構造物*3 適用範囲	直接支持構造物 耐震クラス	間接支持構造物*4 適用範囲	間接支持構造物 検討用地震動*6	波及的影響を考慮すべき施設*5 適用範囲	波及的影響を考慮すべき施設 検討用地震動*6
Ｓクラス	（Ⅰ）原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	・原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備	S	・原子炉圧力容器支持スカート ・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S S	・原子炉本体基礎 ⑦ ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ	・原子炉遮蔽壁 ・サービス建屋 ・中央制御室天井照明 ⑯	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ
	（Ⅱ）使用済燃料を貯蔵するための施設	・使用済燃料貯蔵プール ① ・使用済燃料貯蔵ラック	S S	・燃料プール水補給設備（残留熱除去系（燃料プール水の補給に必要な設備）） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・燃料移送系配管ダクト ⑧	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ	・原子炉建屋クレーン ・燃料取替機 ・サービス建屋	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ
	（Ⅲ）原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設，及び原子炉の停止状態を維持するための施設	・制御棒，制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系（スクラム機能に関する部分）	S	・炉心支持構造物 ・電気計装設備 ・チャンネルボックス ⑤	S S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・下部ドライウェルアクセストンネル	Ｓｓ Ｓｓ	—	—
	（Ⅳ）原子炉停止後，炉心から崩壊熱を除去するための施設	・原子炉隔離時冷却系 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系（停止時冷却モード運転に必要な設備） ・冷却水源としてのサプレッションチェンバ ②	S S S S	・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービン建屋（Ｓクラスの機器・配管を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・燃料移送系配管ダクト ⑧	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ	・サービス建屋 ・中央制御室天井照明 ⑯	Ｓｓ Ｓｓ
	（Ⅴ）原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後，炉心から崩壊熱を除去するための施設	・非常用炉心冷却系 1）高圧炉心注水系 2）原子炉隔離時冷却系 3）残留熱除去系（低圧注水モード運転に必要な設備） 4）自動減圧系 ・冷却水源としてのサプレッションチェンバ ②	S S	・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・中央制御室の遮蔽及び空調設備 ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・タービン建屋（Ｓクラスの機器・配管を支持する部分） ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・燃料移送系配管ダクト ⑧	Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ Ｓｓ	・サービス建屋 ・中央制御室天井照明 ⑯	Ｓｓ Ｓｓ

■：今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表１の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1) 適用範囲	主要設備 耐震クラス	補助設備 注2) 適用範囲	補助設備 耐震クラス	直接支持構造物 注3) 適用範囲	直接支持構造物 耐震クラス	間接支持構造物 注4) 適用範囲	間接支持構造物 検討用地震動 注6)	波及的影響を考慮すべき施設 注5) 適用範囲	波及的影響を考慮すべき施設 検討用地震動 注6)
Sクラス	(Ⅵ) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に，圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設	・原子炉格納容器 ・格納容器バウンダリに属する配管・弁	S S	・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備	S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋	Ss Ss	・原子炉ウェル遮蔽プラグ ・サービス建屋 ・その他⑯	Ss Ss Ss
	(Ⅶ) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に，その外部放散を抑制するための施設であり，Sクラス(Ⅵ)以外の施設	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードの運転に必要な設備） ・可燃性ガス濃度制御系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置（ダイヤフラムフロア，ベント管） ・冷却水源としてのサプレッション・チェンバ②	S S S S S S	・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・主排気筒（非常用ガス処理系の排気口を支持する部分）⑩ ・タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） ・当該設備に係る屋外コンクリートダクト⑨ ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物⑦	Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss	・サービス建屋 ・その他⑰	Ss Ss
	(Ⅷ) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置	S S S S S	—	—	・機器・配管等の支持構造物	S	・タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分）	Ss	・その他⑱	Ss
	(Ⅸ) 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・電気計装設備等の支持構造物	S	・7号炉主排気筒⑪ ・タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物⑧	Ss Ss Ss Ss	・その他⑱	Ss
	(Ⅹ) その他	・ほう酸水注入系 注7) ・圧力容器内部構造物 注8)	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・原子炉圧力容器基礎⑦	Ss Ss Ss	・サービス建屋 ・その他⑱	Ss Ss

今回工事計画認可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1 適用範囲	主要設備 耐震クラス	補助設備*2 適用範囲	補助設備 耐震クラス	直接支持構造物*3 適用範囲	直接支持構造物 耐震クラス	間接支持構造物*4 適用範囲	間接支持構造物 検討用地震動*6	波及的影響を考慮すべき施設*5 適用範囲	波及的影響を考慮すべき施設 検討用地震動*6
Sクラス	(Ⅵ) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に，圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設	・原子炉格納容器 ・格納容器バウンダリに属する配管・弁	S S	・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備	S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋	Ss Ss	・原子炉ウェル遮蔽プラグ ・サービス建屋 ・中央制御室天井照明⑯	Ss Ss Ss
	(Ⅶ) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に，その外部放散を抑制するための施設であり，Sクラス(Ⅵ)以外の施設	・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モードの運転に必要な設備） ・可燃性ガス濃度制御系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置（ダイヤフラムフロア，ベント管） ・冷却水源としてのサプレッションチェンバ②	S S S S S S	・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋⑩ ・主排気筒（外筒） ・タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・燃料移送系配管ダクト⑧ ・原子炉本体基礎*12 ㉑	Ss Ss Ss Ss Ss Ss Ss	・サービス建屋 ・耐火隔壁⑰	Ss Ss
	(Ⅷ) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置	S S S S S	—	—	・機器・配管等の支持構造物	S	・タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分）	Ss	—	—
	(Ⅸ) 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・電気計装設備等の支持構造物	S	・主排気筒（外筒）⑪ ・タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・燃料移送系配管ダクト⑨	Ss Ss Ss Ss	—	—
	(Ⅹ) その他	・ほう酸水注入系*7 ・圧力容器内部構造物*8	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・原子炉本体基礎⑦ ・軽油タンクの基礎⑫ ・燃料移送系配管ダクト⑬	Ss Ss Ss Ss Ss	・サービス建屋	Ss

■（緑）：今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表１の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1) 適用範囲	主要設備 耐震クラス	補助設備 注2) 適用範囲	補助設備 耐震クラス	直接支持構造物 注3) 適用範囲	直接支持構造物 耐震クラス	間接支持構造物 注4) 適用範囲	間接支持構造物 検討用地震動 注6)
Bクラス	(Ⅰ) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて，一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	・主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁からタービン主蒸気止め弁まで） ・逃がし安全弁排気管 ③	B 注9) B 注10)	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B 注9)	・原子炉建屋 ・タービン建屋（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁よりタービン主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分）	S d S d
		・主蒸気系及び給水系 ・原子炉冷却材浄化系	B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋	S_B S_B
	(Ⅱ) 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし，内蔵量が少ない又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く）	・放射性廃棄物廃棄施設 ただし，Cクラスに属するものは除く	B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・焼却炉建屋	S_B S_B S_B S_B
	(Ⅲ) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で，その破損により，公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	・蒸気タービン，湿分分離加熱器，復水器，給水加熱器及びその主要配管 ・復水浄化系 ・復水貯蔵槽 ・燃料プール冷却浄化系 ・サプレッションプール浄化系 ・放射線低減効果の大きい遮蔽 ・制御棒駆動水圧系（放射性流体を内蔵する部分，ただし，スクラム機能に関するものを除く） ・原子炉建屋クレーン ・燃料取替機 ・制御棒貯蔵ラック	B B B B B B B B B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン・ペデスタル ・廃棄物処理建屋	S_B S_B S_B S_B
	(Ⅳ) 使用済燃料を冷却するための施設	・燃料プール冷却浄化系	B	・原子炉補機冷却系 ・電気計装設備	B B	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・コントロール建屋	S_B S_B S_B
	(Ⅴ) 放射性物質の放出を伴うような場合に，その外部放散を抑制するための施設で，Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—

今回工事計画認可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1 適用範囲	主要設備 耐震クラス	補助設備*2 適用範囲	補助設備 耐震クラス	直接支持構造物*3 適用範囲	直接支持構造物 耐震クラス	間接支持構造物*4 適用範囲	間接支持構造物 検討用地震動*6
Bクラス	(Ⅰ) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて，一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	・主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁からタービン主蒸気止め弁まで）	B *9	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B *9	・原子炉建屋 ・タービン建屋（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁よりタービン主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分）	S d S d
		・主蒸気逃がし安全弁排気管 ③	B *10	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ⑭	S s
		・主蒸気系及び給水系 ・原子炉冷却材浄化系	B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋	S_B S_B
	(Ⅱ) 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし，内蔵量が少ない又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く）	・放射性廃棄物廃棄施設 ただし，Cクラスに属するものは除く	B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・焼却炉建屋 ・5号機原子炉建屋 ⑮	S_B S_B S_B S_B S_B
	(Ⅲ) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で，その破損により，公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	・蒸気タービン，湿分分離加熱器，復水器，給水加熱器及びその主要配管 ・復水浄化系 ・復水貯蔵槽 ・燃料プール冷却浄化系 ・サプレッションプール浄化系 ・放射線低減効果の大きい遮蔽 ・制御棒駆動水圧系（放射性流体を内蔵する部分，ただし，スクラム機能に関するものを除く） ・原子炉建屋クレーン ・燃料取替機 ・制御棒貯蔵ラック	B B B B B B B B B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン・ペデスタル ・廃棄物処理建屋	S_B S_B S_B S_B
	(Ⅳ) 使用済燃料を冷却するための施設	・燃料プール冷却浄化系	B	・原子炉補機冷却系 ・電気計装設備	B B	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・コントロール建屋	S_B S_B S_B
	(Ⅴ) 放射性物質の放出を伴うような場合に，その外部放散を抑制するための施設で，Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—

：今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表１の左端の番号に対応している

設置変更許可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1) 適用範囲	主要設備 耐震クラス	補助設備 注2) 適用範囲	補助設備 耐震クラス	直接支持構造物 注3) 適用範囲	直接支持構造物 耐震クラス	間接支持構造物 注4) 適用範囲	間接支持構造物 検討用地震動 注6)
Cクラス	(Ⅰ) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷却材再循環流量制御装置 ・制御棒駆動系（Sクラス及びBクラスに属さない部分）	C C	—	—	—	—	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	Sc Sc Sc
	(Ⅱ) 放射性物質を内蔵しているか，又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・シャワ・ドレン系④ ・洗濯廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑固体系（雑固体廃棄物処理設備を除く） ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C C	—	—	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋 注11)	Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc
	(Ⅲ) 放射線安全に関係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ ・消火系 ・開閉所，発電機，変圧器 ・換気空調系（Sクラスの換気空調系以外のもの） ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C	・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc

今回工事計画認可

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1 適用範囲	主要設備 耐震クラス	補助設備*2 適用範囲	補助設備 耐震クラス	直接支持構造物*3 適用範囲	直接支持構造物 耐震クラス	間接支持構造物*4 適用範囲	間接支持構造物 検討用地震動*6
Cクラス	(Ⅰ) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷却材再循環流量制御装置 ・制御棒駆動系（Sクラス及びBクラスに属さない部分）	C C	—	—	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物 ⑥	C	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	Sc Sc Sc
	(Ⅱ) 放射性物質を内蔵しているか，又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・シャワードレン系④ ・洗濯廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑固体系（雑固体廃棄物処理設備を除く） ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C C	—	—	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋*11	Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc
	(Ⅲ) 放射線安全に関係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ ・消火系 ・開閉所，発電機，変圧器 ・換気空調系（Sクラスの換気空調系以外のもの） ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C	・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C	・機器・配管，電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc Sc

（緑色）：今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表１の左端の番号に対応している

設置変更許可	今回工事計画認可
(注1) 主要設備とは，当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは，当該機能に間接的に関連し，主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは，主要設備，補助設備に直接取り付けられる支持構造物，若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。 (注4) 間接支持構造物とは，直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは，下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。 (注6) Ｓｓ：基準地震動により定まる地震力。 Ｓｄ：弾性設計用地震動により定まる地震力。 S_B：耐震Ｂクラス施設に適用される地震力。 S_C：耐震Ｃクラス施設に適用される静的地震力。 (注7) ほう酸水注入系は，安全機能の重要度を考慮して，Ｓクラスに準ずる。 (注8) 圧力容器内部構造物は，炉内にあることの重要性からＳクラスに準ずる。 (注9) Ｂクラスではあるが，弾性設計用地震動に対し破損しないことの検討を行うものとする。 (注10) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても，ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため，格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが，基準地震動に対し破損しないことを確認する。 ㉒ (注11) 使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えないよう設計するものとする。	注記＊1　：主要設備とは，当該機能に直接的に関連する設備をいう。 ＊2　：補助設備とは，当該機能に間接的に関連し，主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 ＊3　：直接支持構造物とは，主要設備，補助設備に直接取り付けられる支持構造物，若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。 ＊4　：間接支持構造物とは，直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。 ＊5　：波及的影響を考慮すべき施設とは，下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。 ＊6　：Ｓｓ：基準地震動Ｓｓ⑲により定まる地震力。 Ｓｄ：弾性設計用地震動Ｓｄ⑳により定まる地震力。 S_B：耐震Ｂクラス施設に適用される地震力。 S_C：耐震Ｃクラス施設に適用される静的地震力。 ＊7　：ほう酸水注入系は，安全機能の重要度を考慮して，Ｓクラスに準ずる。 ＊8　：圧力容器内部構造物は，炉内にあることの重要性からＳクラスに準ずる。 ＊9　：Ｂクラスではあるが，弾性設計用地震動Ｓｄ⑳に対し破損しないことの検討を行うものとする。 ＊10：地震により主蒸気逃がし安全弁排気管③が破損したとしても，ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッションチェンバ②のプール水中に導かれて凝縮するため，格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが，基準地震動Ｓｓ⑲に対してドライウェル内の主蒸気逃がし安全弁排気管㉒が破損しないことを確認する。 また，主蒸気逃がし安全弁排気管がサプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合，放出された蒸気は凝縮することが出来ないため，サプレッションチェンバ内の主蒸気逃がし安全弁排気管をＳクラスとして設計する。 ㉒ ［改２からの変更箇所］ ＊11：使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えないよう設計するものとする。 ＊12：原子炉本体基礎は，間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサプレッションチェンバとの圧力境界となる機能を有する。 ㉑

■：今回工事計画認可と設置変更許可の変更点
○数字は表１の左端の番号に対応している